

「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなっています。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。）

- [中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ](#) 
- [経営者保証に関するガイドライン](#) 
- [事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則](#) 
- [廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方](#) 
- [経営者保証に関するガイドライン Q&A](#) 
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A](#) 

■ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく当金庫の取組方針

当金庫では、お客さまと共存共栄していくために、お客さまとの接点を広めてリレーションシップバンキングを深化させ、より高度な金融仲介機能の発揮により地域経済の発展に貢献していけるように全力で取り組んでいます。また、地域金融機関としてお客さまの課題解決に向けて全力で取り組むことにより、今後も中小企業金融の円滑化を推進してまいります。このような考えのもと、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨

や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組んでまいります。

お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくて検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

- 融資管理部 電話06-6633-1187
- 業務推進部 電話06-6633-1184

以 上

